

(コロナ禍における)乳幼児を持つ保護者への 子育て閉塞感を救うための取り組みについて



東京都の
児童虐待防止推進
キャラクター
OSEKKAIくん

令和5年3月28日

文京区子ども家庭支援センター所長 瀬尾 かおり

乳幼児期の子育て家庭支援を行う区の組織



子育て支援課（シビックセンター5階）

児童手当等、子ども応援臨時支援金、ベビーシッターや家事支援ヘルパーの利用補助、子育てひろば、キッズルーム、ショートステイ

幼児保育課（公・私立の幼稚園や保育園）
児童青少年課（児童館、育成室、Bラボ）
教育センター 子どもの発達相談、療育

- 子育て世代包括支援センター

文京区保健サービスセンター（シビックセンター8階北側、本郷支所）

母子手帳、母親・両親学級、乳幼児健診、栄養（離乳食、幼児食）指導、発達検診、育児学級、電話・来所指導、ネウボラ相談、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児ショートステイ、産後ケア



- 市町村子ども家庭総合支援拠点

文京区子ども家庭支援センター（シビックセンター5階）

子どもと家庭に関する総合相談、親子交流室（ぴよぴよひろば）、子ども応援サポート室、支援を要する妊産婦や子育て世帯への対応、虐待に関する相談や通報への対応



令和7（2025）年度
文京区児童相談所開設予定

子ども家庭支援センターについて

文京区は平成15年度に設置しました。

児童福祉法 第10条（市町村の業務等、必要な支援を行うための拠点の整備）

【平成16年改正】

子ども家庭相談に応じることが市町村の業務として明確に規定された市町村が、児童相談所とともに虐待の通告窓口となった

【平成28年改正】

児童の権利に関する条約に基づき、児童福祉法の理念を明確化
子育て世代包括支援センターの法定化
市町村（特別区を含む。）及び児童相談所の体制の強化
代替を含めた家庭での養育の原則等の措置を講ずること

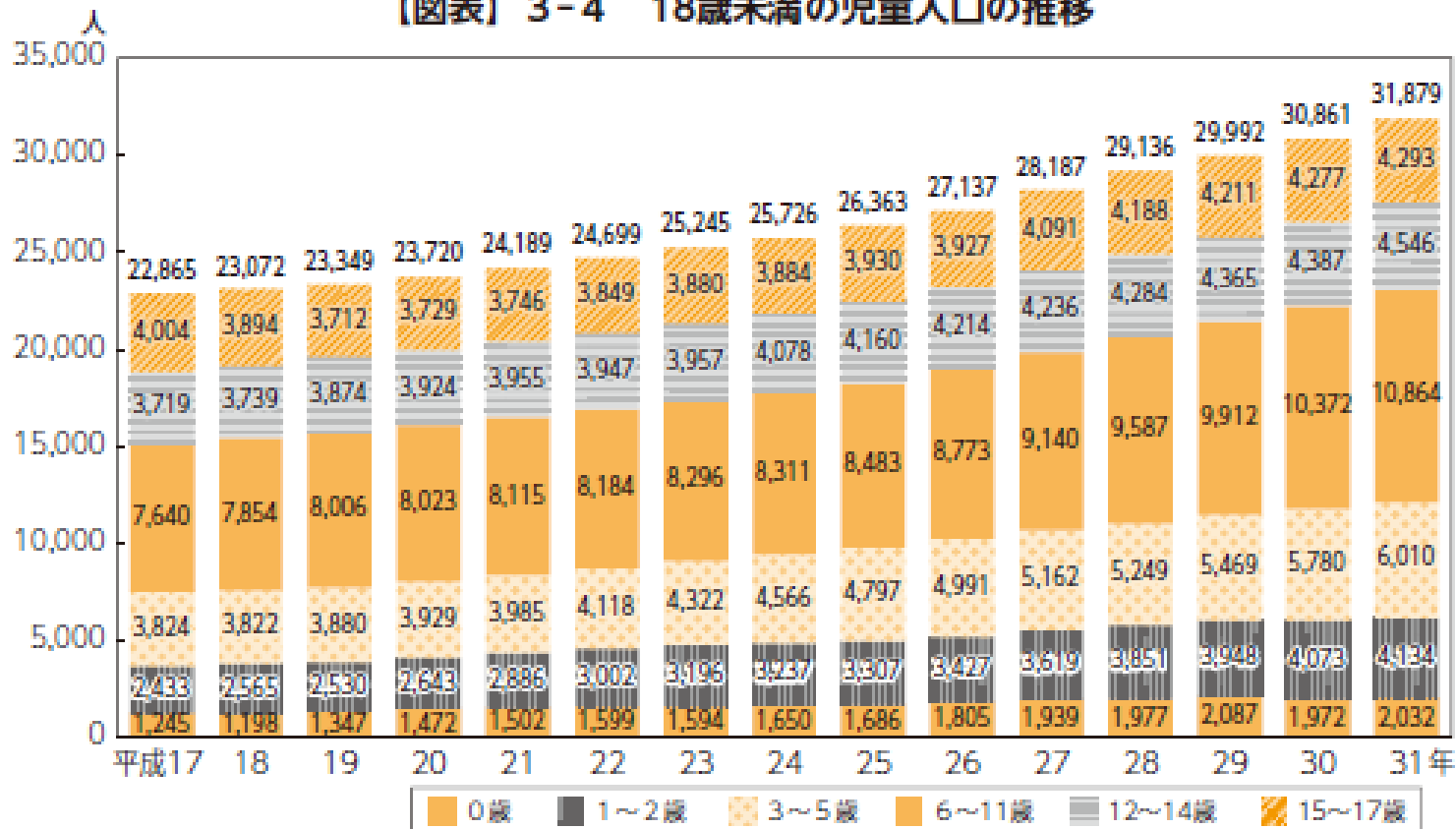
組織機関の名称は、自治体によってさまざまです。
例) 児童家庭総合センター
子ども総合センター など

文京区子ども家庭支援センターの取り組み

- ア) 子どもと家庭に関する総合相談
- イ) 親子ひろば事業（ぴよぴよひろば）
- ウ) 子育て支援講座
- エ) 文京区要保護児童対策地域協議会の運営
- オ) 家庭支援ヘルパー事業
- カ) 養育家庭体験発表会
- キ) 子どもの最善の利益を守る法律専門相談
- ク) 養育費確保支援
- ケ) 面会交流事業
- コ) 子ども応援サポート室、子ども施設への巡回訪問

文京区の18歳未満の児童人口

【図表】 3-4 18歳未満の児童人口の推移



	(人)			
	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1
総人口	223,079	226,933	226,653	227,218
18歳未満人口	31,879	32,804	33,401	33,810
うち0~4	10,226	10,321	10,198	9,758
うち5~9	9,428	9,831	10,136	10,593
うち10歳以上	12,225	12,652	13,067	13,459

資料：住民基本台帳及び外国人登録原票(各年4月1日現在)

※「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日(平成24年7月9日)以降の数値に外国人住民を含む。

文の京ハートフルプラン
文京区地域福祉保健計画
子育て支援計画より

児童虐待とは

養育とかけ離れた不適切な関わりすべてが虐待です。

身体的虐待

- 殴る、蹴る、叩く等の暴力行為
- やけどを負わせる
- 乳児を激しく揺さぶる等の行為をする
- 戸外に締め出す など



性的虐待

- わいせつな行為、性行為を強要する
- 性器を触る、触らせる
- 性器や性交をみせる
- ポルノビデオを見せる、被写体にする など



ネグレクト(養育の放棄)

- 必要な衣食住の世話をしない
- 家に閉じ込める(学校に登校させない等)
- 病気になっても病院に連れていかない等(医療ネグレクト)
- 子どもを家や車中に長時間放置する
- 同居人の虐待を放置する など



心理的虐待

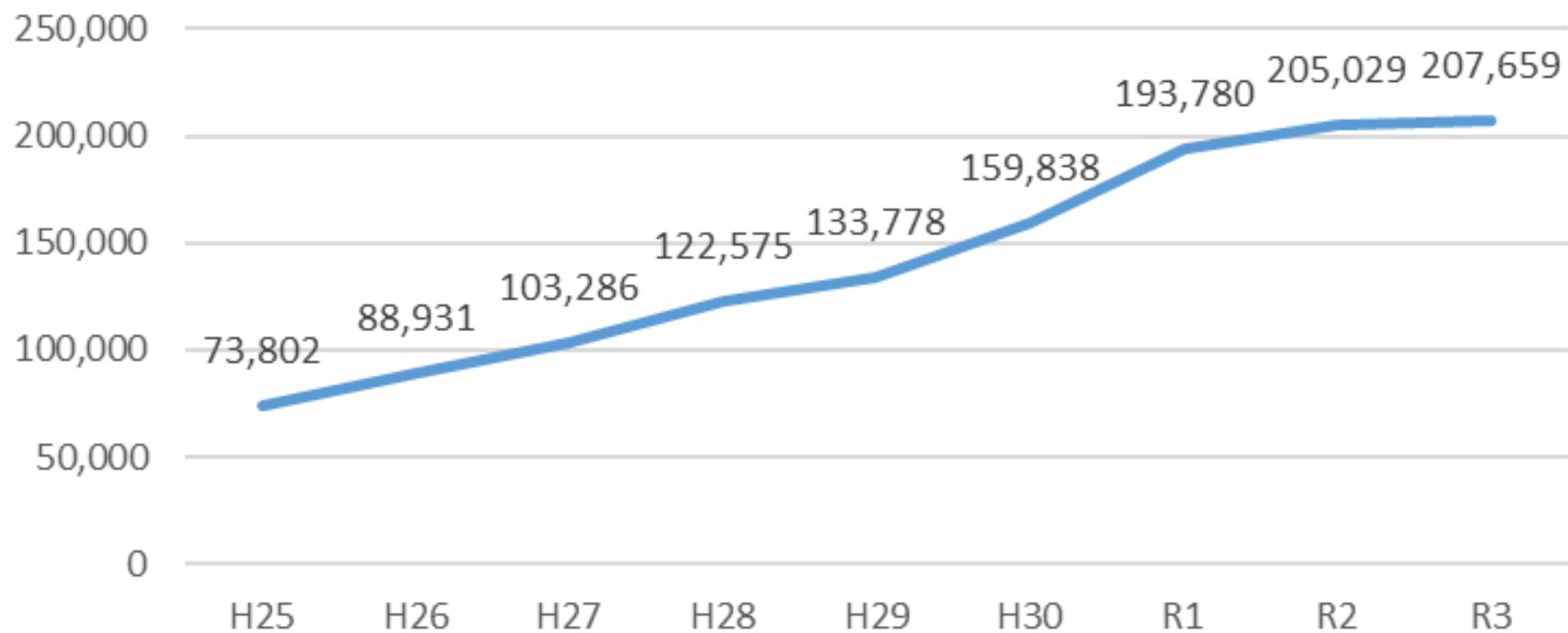
- 暴力的な言葉、差別的な言葉を使う
- 無視する、拒否する
- きょうだい間で差別的な扱いをする
- 子どもの目の前で他の家族に暴言、暴力、無視する等(面前 DV) など



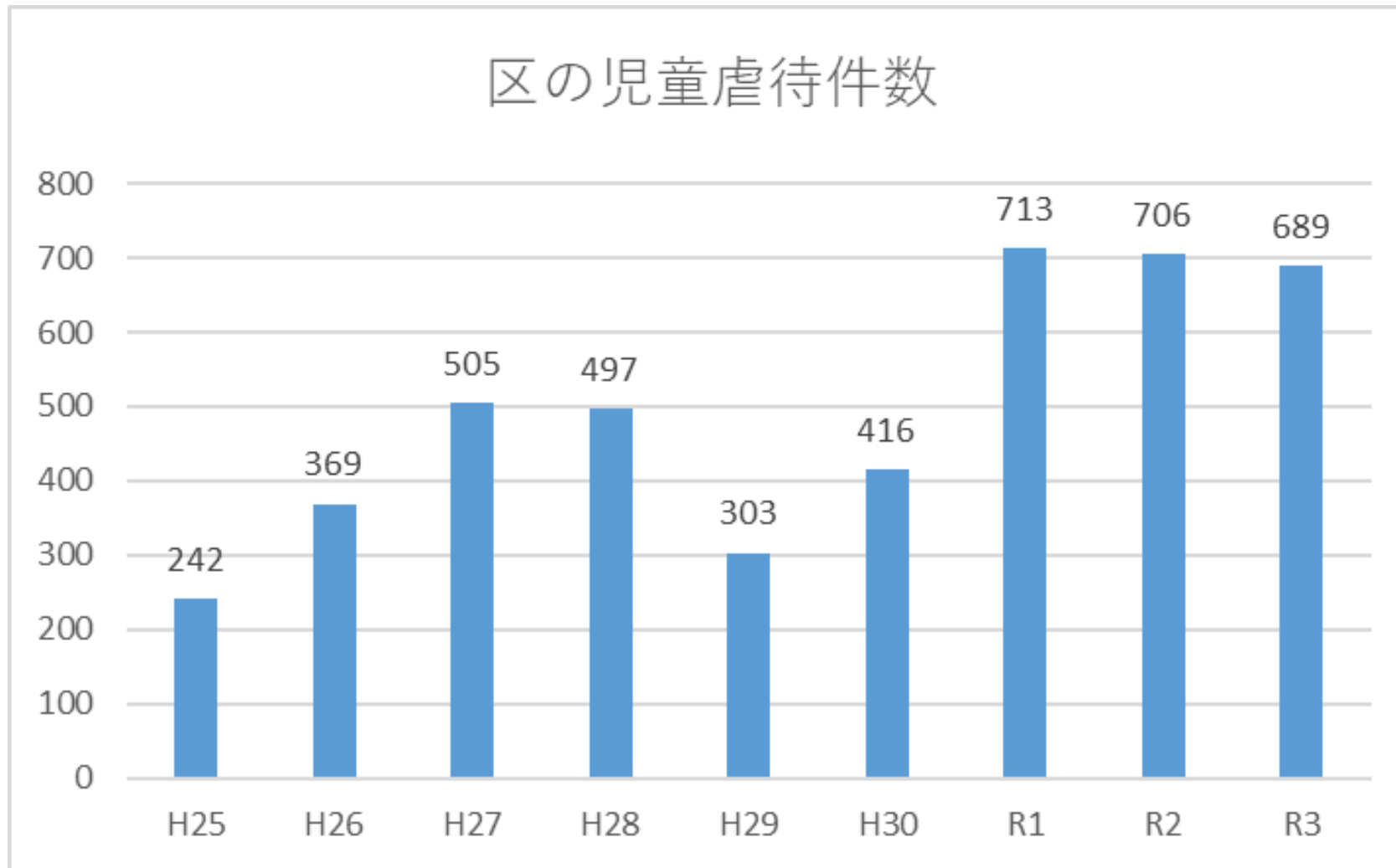
児童虐待の4つの分類
マルチトreatment
不適切な養育

児童虐待の現状（全国）

児童相談所（全国）児童虐待相談対応件数



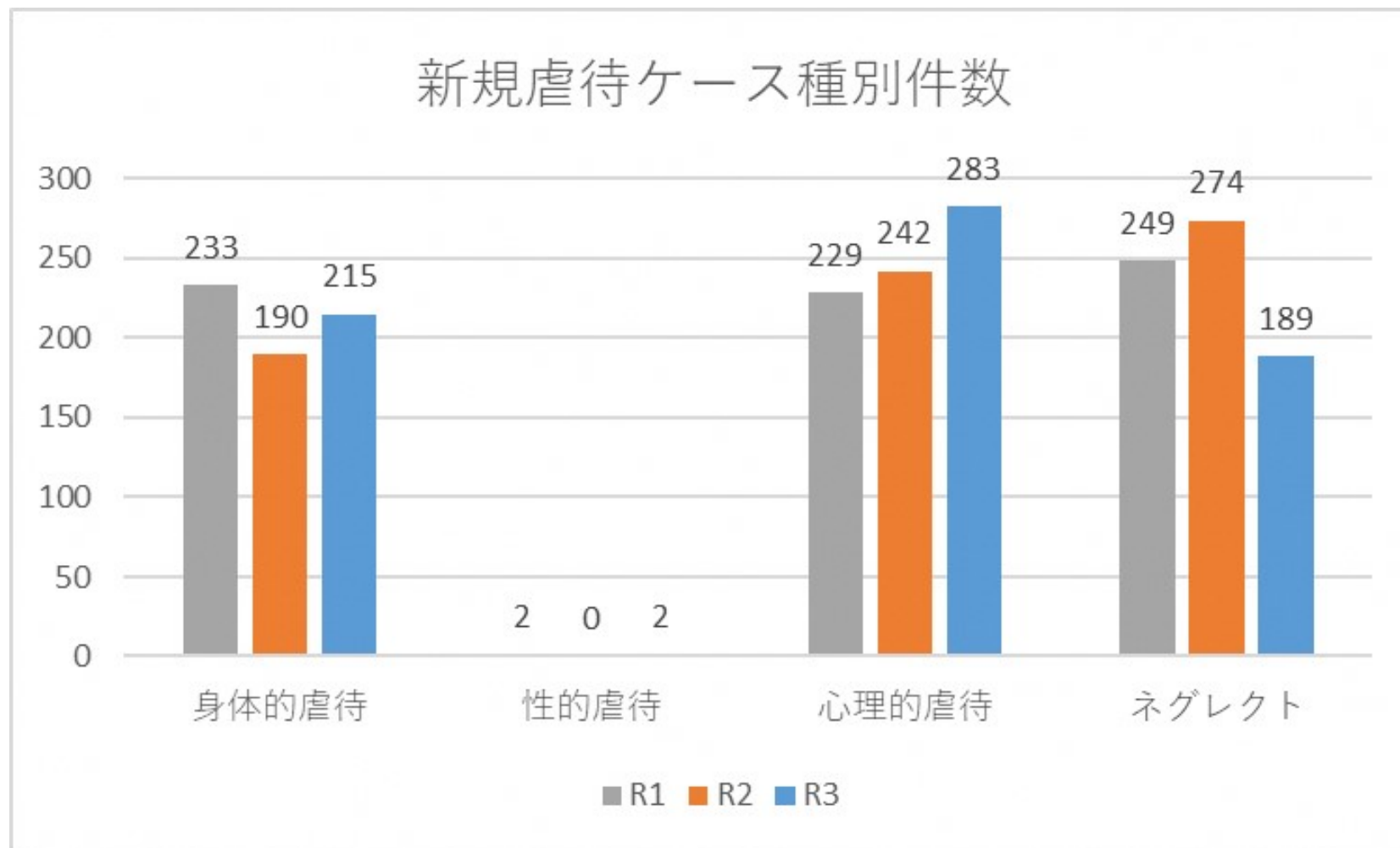
児童虐待の現状（文京区）①



※児童虐待件数については、H29年度より集計方法を変更（都児相分を計数しない）

※令和1年度以降「ネグレクト」には居所不明児童調査対象児を含む

児童虐待の現状（文京区）②



※「ネグレクト」件数には、令和元年度86件、2年度158件、3年度80件の居所不明児童調査対象児を含む

児童虐待はなぜ起こるのでしょうか

- 「子育て」が「孤育て」に

核家族やひとり親、地域や親族との関係性が薄く、近くに「頼れる人」や「相談できる人」がいない。ワンオペ育児。

⇒必要な養育ができない、または子どもへの過干渉、など。



- 親の生活上の不安や心配、悩みごと

雇用形態の変化、経済的な問題、自身や家族等の病気、家族や親族との関係、近隣等とのトラブル。

⇒ストレスのはけ口としてつい子どもに当たってしまう、など。

- 子育てに対する戸惑いや焦り

乳幼児のあやし方や、イヤイヤ期の対応、子どもとの接し方がわからない。障害や発達への心配など

⇒子どもの行動が許せずに、大声で叱ったり、力づくで従わせようとする、など。

- 親自身に虐待された経験がある

自分が育ったように育てることが良いと考えている。

⇒子の成長や発達に見合わない高い成果を要求し、それができるまで厳しくする、など。

この他にも、子ども自身の特性や、親の育った国や地域の文化・風習等などの要因も考えられます。

児童虐待がもたらすもの

被虐待体験がもたらす深刻な影響

脳の発達への影響

人と対等な関係を築くのが難しい

発達の遅れ・
偏り

我慢ができない

本当の自分では受け入れてもらえないと感じる

力で解決しようとする

自分はダメだを感じる

愛着障害や
PTSD症状

精神障害の
リスク

自分が責められているように感じる
→人との関係において過剰に反応する
→「自分以外の何か」のせいにする
→人を赦すことができない



生涯「生きづらさ」を抱える可能性がある

子ども家庭支援センターへの通報の状況

年齢別相談処理状況

内容 年度	0～3歳未満	3歳～ 学齢前児童	小学生	中学生	高校生 その他	計
R3年度	139	199	275	63	13	689
R2年度	238	160	258	38	12	706
R1年度	188	269	186	55	15	713
30年度	112	145	124	28	7	416
29年度	86	78	102	27	10	303

経路別処理状況(子ども家庭支援センターへの経路)

経路 年度	家族 親戚	近隣 知人	児童 本人	児童 相談 センター	関係 課	児童 委員	保健 所	医療 機関	児童 福祉 施設 等(※1)	警察 等	学校 等(※2)	その他	計
R3年度	93	40	8	160	63	2	64	29	44	7	89	90	689
R2年度	81	39	5	105	46	4	74	28	49	21	83	171	706
R1年度	124	36	4	31	59	7	130	22	69	21	109	101	713
30年度	88	50	0	6	41	2	55	24	58	2	86	4	416
29年度	57	34	0	6	18	7	54	19	10	3	93	2	303

(※1)児童福祉施設等には保育所、育成室を含む。(※2)学校等には学校、幼稚園、教育委員会を含む。



令和4年12月13日
文京区は、児童虐待の対応の連携を強化するため警視庁と協定を締結、区内4署と覚書を交わしました。

最後に

未来を担っていく子どもたちのために

私たち一人ひとりの気づきと行動が

児童虐待を防ぐ第一歩につながります。

児童虐待のない社会を目指して

取り組んでいきましょう。



それは、親子の未来を守る連絡

たとえ勘違いだったとしても。
「あの親子、大丈夫かな」と思ったら、迷わずご連絡ください。

児童相談所 虐待対応ダイヤル

- 通話料無料 ●匿名でも大丈夫です
- お住いの地域の児童相談所につながります
- 秘匿情報は厳守します ※一部のIP電話からは繋がりません

いち はや く 特設サイトはこちら

189

厚生労働省 児童虐待防止 オレンジリボン運動 詳しくは、特設サイトへ <https://www.mhlw.go.jp/189-ichihayaku/>

ご清聴ありがとうございました。